

お知らせ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和7年度 後期高齢者医療制度 保険料について

☎ 保険環境課 医療介護保険係 65・1097
 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎ 092・651・3111

◇保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※注2）に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年額) ※注1} \\ \hline \text{(10円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{60,004円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{[総所得金額等(※注2) - 基礎控除額(※注3)]} \\ \hline \text{× 11.83\% (所得割率)} \\ \hline \end{array}$$

※注1… 保険料の賦課限度額は80万円です

※注2… 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

※注3… 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

◇令和7年度の保険料軽減措置

○世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

■令和7年度の保険料軽減措置表

対象者の所得要件 〔同一世帯(※注4)内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※注5)の合計額〕	軽減割合	軽減後の均等割額の年額
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※注6) 以下	7割	18,001円
43万円(基礎控除額) + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※注6) 以下	5割	30,002円
43万円(基礎控除額) + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) (※注6) 以下	2割	48,003円

※注4… 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点)の世帯が基準となります。

※注5… 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大)15万円」となるなど、例外があります。

※注6… 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置(5割軽減)を受けることができます(軽減後の保険料：年額30,002円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

◆ 保険料額の通知について ◆

保険料額の詳細については、7月に送付の「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

※福岡県後期高齢者医療広域連合ホームページでは保険料の試算もできます。